

# 【ドイツ】DV・ストーカー加害者等の電子監視を導入するための法改正

海外立法情報課 栗原 稜

\* 2026 年 7 月、裁判所が、被害者の申立てがあるとき、DV・ストーカー加害者等の電子的な位置情報の監視、社会訓練等への参加を命じられるようにする暴力保護法の改正が行われた。

## 1 改正に至る経緯

暴力保護法<sup>1</sup>は、家庭内暴力（DV）等の暴力やストーカー行為の被害者が、裁判所に保護命令（住居への接近禁止等）を申し立て、被害の民事的な解決を図る連邦レベルの根拠法である。しかし、連邦刑事庁（BKA）の報告<sup>2</sup>によれば、DV の被害者数は増加傾向にあり、保護命令違反の疑いで捜査対象とされた者は、2023 年には 7,070 人に上った。保護命令の実効性を確保し、当局の迅速な介入を可能にするため、暴力保護法に、加害者の位置情報の電子的監視<sup>3</sup>（以下「電子監視」）等を導入する、全 10 か条の「暴力保護法における電子監視及び加害者プログラムの導入のための法律」<sup>4</sup>が、2026 年 7 月 9 日に公布された（一部は翌 10 日に施行されたが、電子監視等の主要な規定（暴力保護法第 1 条の改正、新設される同法第 1a 条等）の施行は、おおむね 2027 年 7 月 1 日である。）。本法は、暴力保護法、家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律<sup>5</sup>等を改正する。以下では、主な改正内容について説明する。

## 2 改正の主な内容

### （1）暴力保護法の改正

#### （i）保護命令の対象追加・電子監視命令（第 1 条第 1 項）

暴力及びストーカー行為からの保護のため、被害者の申立てに基づき、裁判所は、加害者に対し、特定の行為（被害者住居への接近、被害者との遭遇の惹（じゃ）起、被害者への連絡等）をしないよう命じることができる（保護命令（第 3 文））。改正により、明文の根拠がなかった、一定の範囲内への接近の禁止が追加され（同文第 5 号）、連絡禁止を除く措置を命じるとき、裁判所は当該命令に加え、加害者の電子監視を命じることができるとされた（第 4 文）。

#### （ii）社会訓練・暴力防止カウンセリングへの参加命令（新設の第 1 条第 4 項）

更なる被害の防止のため、保護命令が必要である場合等に、裁判所は、加害者に対し、期限内の社会訓練又は暴力防止カウンセリングへの参加を命じることができるようになった。なお、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 9 月 8 日である。

<sup>1</sup> Gewaltschutzgesetz vom 11. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3513). また、同法の制定経緯、改正前の規定について、以下を参照。齋藤純子「ドイツのストーキング対策立法―「暴力保護法」と「つきまとい処罰法」」『外国の立法』No.233, 2007.9, pp.98-121. <<https://doi.org/10.11501/1000303>>

<sup>2</sup> „HÄUSLICHE GEWALT BUNDESLAGEBILD 2023,“ 2024.6.7, S.7, 34. BKA website <<https://www.bka.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/JahresberichteUndLagebilder/HaesuslicheGewalt/HaesuslicheGewalt2023.html>>

<sup>3</sup> 既に、一部の州の警察法及び刑法は、予防措置として一部の犯罪を行った者等の電子監視を認めている。例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州警察法第 34c 条は、DV 被害者等の保護のため、警察による電子監視を認めている。Polizeigesetz des Landes Nordrhein-Westfalen in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Juli 2003 (GV. NRW. S. 441). 本改正による電子監視は州警察法を補完するものとされる。BT-Drucksache 21/4082, S.2.

<sup>4</sup> Gesetz zur Einführung der elektronischen Aufenthaltsüberwachung und der Täterarbeit im Gewaltschutzgesetz vom 2. Juli 2026 (BGBl. I Nr. 198).

<sup>5</sup> Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (FamFG) vom 17. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2586, 2587)

電子監視が命じられるとき、それらへの参加は必須である。

### (iii) 電子監視の要件（新設の第 1a 条）、調整機関とその業務（新設の第 1b 条）

保護命令の遵守を監督するために加害者の位置情報の監視及び使用が必要不可欠であるとき、裁判所は加害者に対し、①電子的に位置を監視できる技術的手段（以下「監視装置」<sup>6</sup>）を装着し、②当該監視装置を常に稼働状態にし、③その機能を阻害しないよう命じることができる<sup>7</sup>（第 1a 条第 1 項）。また、裁判所は、被害者の同意があるときは、加害者の保護命令違反（侵入禁止区域への侵入等）時に、当該加害者の位置情報を自動受信する装置を被害者に貸与できる（同条第 2 項）。監視期間は 6 か月を上限とするが、命令の前提となる事実が存在する限り、都度 3 か月まで（通算 6 か月を超えて）延長できる（同条第 4 項）。州法により権限が与えられる「調整機関」<sup>8</sup>が、電子監視命令を執行し、加害者の命令遵守を監督する（第 1b 条第 1 項）。

### (iv) 位置情報の処理、警告区域（新設の第 1c 条）、法定刑の引き上げ（第 4 条）

調整機関は、加害者が装着する監視装置により、その者の位置情報及び監視機能の阻害に関する情報を自動的に収集・保存する（第 1c 条第 1 項）。保存した情報は、移動制限違反、監視装置の機能の阻害等が報告され、かつ、保護命令違反の確認、当該違反に係する生命・身体等への差し迫った重大な危険の回避等に必要とときに限り使用でき（同条第 2 項）、調整機関は、必要があれば、裁判所、警察、被害者等に当該情報を送信できる（同条第 6 項）。また、被害者の生命、身体等の危険を防ぐため、当局による適時の介入に必要な限りにおいて、調整機関は、保護命令に基づく侵入禁止区域よりも広範な、加害者が侵入すると警告が自動で発せられる「警告区域」<sup>9</sup>を設定できる（同条第 3 項）。技術的に可能である限りにおいて、加害者の住居内で、加害者が当該住居内に存在するという事実以外の情報が電子監視により収集されないようにしなければならない（同条第 5 項）。従来、2 年以下の自由刑又は罰金刑とされてきた保護命令違反は、改正により、3 年以下の自由刑又は罰金刑に改められた（第 4 条）。なお、電子監視命令に違反することにより保護命令の遵守を危うくする者にも同条は適用される。

## (2) 家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律の改正

### (i) 秩序措置（新設の第 94b 条）

加害者が電子監視命令又は当該命令を基礎付ける保護命令に違反するとき、裁判所は、秩序金（義務違反に対する制裁金）の取立て又は秩序拘禁（秩序金を取り立てられない場合又は秩序金が功を奏しないと考えられる場合に行う拘禁）の命令ができる（第 1 項）。

### (ii) 電子監視命令についての手續（新設の第 216b 条）

裁判所は、電子監視命令の発出又はその延長の前に、加害者本人の陳述を聴取しなければならない（第 1 項）。差し迫った危険があるときは、裁判所は、聴取の前に、暫定的な電子監視命令（保全命令）を発出できるが、本人への聴取は、直ちに行わなければならない（第 2 項）。

<sup>6</sup> 監視装置の技術的詳細を定める規定は法文中に存在しないが、本改正に関する議会文書には、州間で合同して電子監視を行う機関（Gemeinsame elektronische Überwachungsstelle der Länder (GÜL)）が既に運用中の、電子足枷（あしかせ: elektronische Fußfessel）への言及がある。当該足枷は、ふくらはぎとくるぶしの間に装着し、枷を壊さずに取り外すことができず、破損時に GÜL へ警告を発する電子装置とされる。BT-Drucksache 21/4082, S.21-22.

<sup>7</sup> 裁判所は、監視装置に加えて、侵入禁止区域への侵入・接近時等に調整機関が加害者に連絡するための携帯電話を、加害者に貸与できる。貸与時は、当該電話を常に稼働状態で携帯する義務が生じる。BT-Drucksache 21/5809, S.34.

<sup>8</sup> 調整機関の業務の全部又は一部は、GÜL 等に移譲することが想定されている。BT-Drucksache 21/5809, S.35.

<sup>9</sup> ただし、警告区域の設定及びその具体的な範囲は、当該加害者に知らせる必要がある。また、加害者による侵入禁止区域への侵入時だけでなく、警告区域への侵入時においても、監視装置に自動で警告させることで、調整機関、警察等が加害予防・介入を行う時間的余裕が確保される。BT-Drucksache 21/5809, S.37.